

「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科の
まちづくり戦略（仮称）策定業務」の委託に係る仕様書

1 業務名

京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略（仮称）策定業務

2 委託業務の履行期間

契約の日から平成31年3月末日まで

3 業務の目的

(1) 国有地の有効活用に向けた検討の意義について

京都の未来を見据え、更なる経済の活性化、人口減少社会の克服など、京都の発展に向けてまちづくりを進めていくためには、京都市が所有する土地だけでなく、国や府が所有する土地の活用を視野に入れて取り組むことが重要である。

こうした考えの下、本市は国有地等について、長期的展望に立って、地域の魅力あるまちづくりに資する活用可能性を検討するとともに、本市の考えを発信していくことにより、土地を所有する国や市民等の理解を得て、地域や本市の将来のまちづくりに資する跡地活用を実現しようと取組を進めている。

京都刑務所は、地下鉄柳辻駅から徒歩5分圏内にあり、交通の利便性が高いこと、敷地全体で約10万㎡という広大な土地であり、これほど広大な土地を市内で確保することは極めて困難であることなど、非常にポテンシャルの高い土地であることから、本市は、国に対して、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を要望している。

(2) 山科のまちについて

京都刑務所（昭和2年に現在地へ移転）が所在する山科は、高度経済成長期までは、豊かな田園風景の広がるのどかなまちであったが、昭和30年代に名神高速道路が開通し、京都東インターチェンジが設けられてからは、急速に都市化が進むとともに、人口が急増し、今のまちの姿となった。

その後、地下鉄東西線の開通や、山科駅前の市街地再開発事業の完了、「京都高速」新十条通の開通などにより、都市機能が充実し、多くの住民にとって住みよいまちとなっている。

一方で、全国的な傾向であるが、山科区でも少子高齢化や小世帯化が進むとともに、人口は平成13年をピークに減少が始まっており、未来のまちの姿を見据え、ひとづくり、まちづくりにより一層取り組んでいくことが求められる。

(3) 本業務の趣旨・目的について

上記(2)のような状況を踏まえ、本市では、今年度、学識経験者等で構成する懇談会を設置し、議論しながら、山科はもとより、未来の京都の発展に向けて、京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略（仮称）（以下「未来の山科のまちづくり戦略」という。）を策定することとしている。（この「未来

の山科のまちづくり戦略」は、京都刑務所の移転をはじめとした有効活用の検討を国に促すための提案書となる。）

本業務は、懇談会等の運営を補助するとともに、懇談会での議論内容等を踏まえ、「未来の山科のまちづくり戦略」の策定等を行うものである。

4 業務内容

(1) 「未来の山科のまちづくり戦略」の策定

懇談会における議論、パブリックコメント実施結果等を踏まえて、山科はもとより、未来の京都の発展に向けて、「未来の山科のまちづくり戦略」を策定する。

なお、このまちづくり戦略は、移転をはじめとした有効活用の検討を国に促すための提案書としての性格も有することから、そのような観点を踏まえて取りまとめること。

(2) 懇談会等の運営補助

「未来の山科のまちづくり戦略」の策定に当たっては、学識経験者等で構成する懇談会（委員数は8名程度を予定。委員謝礼は本市が負担）を開催するとともに、懇談会と同様の内容を、山科区の全学区（13学区）の代表者に説明する場を設けることとしており（各3回程度を予定）、これらの資料作成や議事録作成、会場設営等の運営補助を行う。

ア 会議資料作成及び議事録の作成

※ 会議資料の作成に当たっては、本市と十分に協議を行うこと。

イ 会場設営（会議資料、筆記用具、湯茶等の席上準備を含む。）

※ 会場については、本市が確保する。

(3) 市民意見募集（パブリックコメント）実施補助

ア 市民意見募集の実施に関する資料の作成

イ 市民意見の集約及びそれを踏まえた「未来の山科のまちづくり戦略」の修正

(4) この他、「未来の山科のまちづくり戦略」を策定するうえで、別途本市が指示すること。

5 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 知的財産権

成果物（下記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、

手法，資料の知的財産権は，本市に帰属することとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は，本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに，本市に有益な提案を積極的に行う。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は，本業務の遂行に当たり，本市と会議又は打合せを行う必要があるときは，市役所内で行う場合を除き，会議又は打合せの場所を確保する。

6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出する。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 「未来の山科のまちづくり戦略」冊子（A4判） | 3,000部 |
| (2) 市民意見募集用パンフレット（A4判） | 2,000部 |
| (3) 当該業務の遂行過程で取得し，又は作成した資料 | 一式 |
| (4) 上記(1)から(3)までに係る電子データ | 一式 |